

群馬大学共同教育学部附属教育実践センター学部・附属学校連携推進室  
学部・附属学校共同研究推進委員会内規

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター規程第4条第2項の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター学部・附属学校連携推進室学部・附属学校共同研究推進委員会（以下「学部・附属学校共同研究推進委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 学部・附属学校共同研究推進委員会は、教員養成及び教育実践に関わる組織的な共同研究を推進するとともにその成果を公表し、県内の諸教育機関と連携して教員の資質向上に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 学部・附属学校共同研究推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 共同研究の推進に関すること。
- (2) 成果の公表に関すること。
- (3) 教育機関との連携に関すること。
- (4) その他学部・附属学校共同研究推進委員会の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 学部・附属学校共同研究推進委員会に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) その他必要な職員

(委員長等)

第5条 委員長及び副委員長は、共同教育学部の主担当を命ぜられた教員のうち学部長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、学部・附属学校共同研究推進委員会の業務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

(運営委員会)

第6条 学部・附属学校共同研究推進委員会の業務の円滑な運営を図るため、学部・附属学校共同研究推進委員会に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会については、別に定める。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、学部・附属学校共同研究推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。